

令和3年神審第20号

裁 決

漁船AモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官高木省吾出席のうえ審理し、
次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和2年5月5日10時30分

高知県臼簔埼北方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

モーターボートB

総 ト ン 数 2.8トン

登 録 長 8.60メートル 5.46メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関 電気点火機関

出 力 102キロワット 44キロワット

3 事実の経過

Aは、船体後部に操舵室を配した一本釣り漁業に従事するFRP製漁船で、同室前部中央に舵輪、その右舷側に魚群探知機及び機関遠隔操縦装置、上部にGPSプロッター並びに操舵室後部外壁の中央に舵輪、右舷側壁に機関遠隔操縦装置がそれぞれ装備され、a受審人が1人で乗り組み、操業の目的で、船首0.35メートル船尾0.50メートルの喫水をもって、令和2年5月5日05時00分高知県中ノ浜漁港を発し、臼碔埼北方沖合の漁場に向かった。

a受審人は、05時15分漁場に到着して移動を繰り返しながら操業を行い、10時27分頃次の漁場に向け移動することとして発進し、操舵室後部外壁の舵輪左舷後方の椅子に腰を掛けて操船に当たり、10時27分半僅か前臼碔埼灯台から359度（真方位、以下同じ。）1,070メートルの地点で、針路を193度に定め、5.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

a受審人は、定針したとき右舷船首39度240メートルのところにBを初認し、その後同船が前路を左方に横切り衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、Bが漂泊しているように見えたことから、支障なく航過できるものと思い、同船に対する動静監視を十分に行わなかったため、このことに気付かず、Bの進路を避けることなく続航した。

こうして、a受審人は、10時29分半僅か前臼碔埼灯台から354度780メートルの地点に至り、舵輪から手を離して船尾甲板

に移動したところ、緩やかに右回頭が始まり、10時30分臼瀨埼灯台から349度710メートルの地点において、Aは、船首が237度を向いたとき、原速力のまま、その船首部がBの左舷船首部に後方から74度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力1の北西風が吹き、潮候はほぼ低潮時であった。

また、Bは、船尾に船外機2機を有したFRP製モーターボートで、船体後部に操舵区画を配し、同区画前部中央に舵輪、その前方右舷側に魚群探知機内蔵のGPSプロッター（以下「魚探兼プロッター」という。）、右舷側壁際に機関遠隔操縦装置がそれぞれ装備され、b受審人が1人で乗り組み、釣りの目的で、船首0.25メートル船尾0.40メートルの喫水をもって、有効な音響による信号を行うことができる手段を講じないまま、同日07時00分高知県清水港を発し、臼瀨埼北方沖合の釣り場に向かった。

b受審人は、07時30分釣り場に到着して移動を繰り返しながら釣りを行った後、10時27分僅か過ぎ臼瀨埼灯台から347度980メートルの地点で、次の釣り場に向けて発進し、魚探兼プロッターを作動させ、船尾中央部付近に立って左手で舵柄を持った姿勢で操船に当たり、すぐに針路を163度に定め、3.0ノットの速力で、手動操舵により進行した。

b受審人は、定針したとき左舷船尾方にAを初認し、10時27分半僅か前臼瀨埼灯台から347.5度940メートルの地点に達したとき、同船が左舷正横後21度240メートルのところとなり、その後Aが前路を右方に横切り衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、十分に距離があるように見えたことから、同船が自船に接近することはないものと思い、Aに対する動静監視を十分に行わなか

ったので、このことに気付かずに続航した。

こうして、b受審人は、Aに対して避航を促す音響信号を行わず、間近に接近しても、行きあしを止めるなど、衝突を避けるための協力動作をとらずに進行中、Bは、10時30分僅か前左舷側至近に迫ったAを認め、機関回転数を下げたものの、効なく、原針路、原速力のまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは船首部外板に修理不要の擦過傷を生じただけであったが、Bは左舷船首部外板等に圧壊等を生じた。

(航法の適用)

本件は、臼碇埼北方沖合において、南下中のAと東行中のBが衝突したもので、衝突地点付近は、特別法である港則法及び海上交通安全法が適用される海域ではないことから、一般法である海上衝突予防法が適用される。

両船は、航行中の動力船に該当し、互いに他の船舶の視野の内において進路を横切り衝突のおそれがある態勢で接近したもので、付近には航行に支障となる他船が存在せず、衝突のおそれが生じた後、それぞれに衝突を避けるための動作をとる時間的、距離的余裕が十分にあったと認められることから、本件は、海上衝突予防法第15条を適用して横切り船の航法によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、臼碇埼北方沖合において、両船が互いに進路を横切り衝突のおそれがある態勢で接近した際、南下するAが、動静監視不十分で、前路を左方に横切るBの進路を避けなかったことによって発生したが、東行するBが、動静監視不十分で、避航を促す音響信号を行わず、衝突

を避けるための協力動作をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、臼簗埼北方沖合において、次の漁場に向けて南下中、右舷船首方に東行するBを認めた場合、衝突のおそれの有無を判断できるよう、同船に対する動静監視を十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、Bが漂泊しているように見えたことから、支障なく航過できるものと思い、同船に対する動静監視を十分に行わなかった職務上の過失により、前路を左方に横切り衝突のおそれがある態勢で接近するBに気付かず、その進路を避けることなく進行して同船との衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

b 受審人は、臼簗埼北方沖合において、次の釣り場に向けて東行中、左舷船尾方に南下するAを認めた場合、衝突のおそれの有無を判断できるよう、同船に対する動静監視を十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、十分に距離があるように見えたことから、Aが自船に接近することはないものと思い、同船に対する動静監視を十分に行わなかった職務上の過失により、前路を右方に横切り衝突のおそれがある態勢で接近するAに気付かず、避航を促す音響信号を行わず、間近に接近しても、衝突を避けるための協力動作をとらずに進行して同船との衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年2月1日

神戸地方海難審判所

審判官 鈴木 勲